

○志木市ふれあいミーティング「市長と話そう！まち・夢・未来」
事業実施要綱

平成25年9月11日

告示第214号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長と市民が対話を通じて相互理解を深め、市民力が生きる協働のまちづくりを進めるため、志木市ふれあいミーティング「市長と話そう！まち・夢・未来」事業（以下「ミーティング」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に納税義務を有する者

(対象等)

第3条 ミーティングは、5人以上の市民で構成される団体（以下「市民団体」という。）を対象に実施する。ただし、市民団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 政治上の主義を主張する集会又は勉強会等の政治活動を主たる目的とする場合
- (2) 宗教の教義を広める集会や儀式行事等の宗教活動を主たる目的とする場合
- (3) 入会金、入場料又は月謝等を徴収する教室等の営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある場合
- (5) その他市長がこの要綱の趣旨に反するものと認める場合

2 ミーティングは、市政及びまちづくり（主として国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に係るものを除く。）に関する質疑及び意

見交換を議題とするものとし、一方的な要求又は苦情について議題としない。

- 3 市長及び市民団体は、ミーティングが自由な意見交換の場であることを認識し、ミーティングの品位を損なわないよう配慮するものとする。

(実施回数及び時間)

第4条 一の市民団体とのミーティング実施回数は、1年度1回とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- 2 ミーティングは、午前9時から午後9時までの間に実施するものとし、ミーティングの時間は90分以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(実施方法)

第5条 市民団体は、あらかじめミーティングの開催場所、実施希望日時及び対話の議題を設定しなければならない。

- 2 ミーティングは、集会施設、公共施設その他の公共的施設で行うものとし、会場使用料等実施に要する費用は、市民団体が負担する。
- 3 ミーティングは飲食を伴わないものとする。
- 4 ミーティングの司会及び進行は、市民団体が行うものとする。
- 5 市長は、ミーティングへ議題に関係する職員を出席させることができる。

(申込み)

第6条 ミーティングの実施を希望する市民団体の代表者は、実施希望日の10日前までに志木市ふれあいミーティング申込書(第1号様式)を市長に提出し、ミーティングの実施について申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、実施の可否を決定し、その旨を当該申込みをした市民団体へ志木市ふれあいミーティング実施決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(中止等)

第7条 市長は、ミーティングの品位を損なうおそれがあると認めると

きは、これを中止し、又は当該ミーティングの実施決定を取り消すことができる。

(公開)

第8条 市長は、ミーティングの終了後、当該ミーティングの日時、対話の議題、参加人数、対話の概要その他必要な事項をホームページ等に公開することができる。ただし、公開することにより市民又は第三者の権利利益を害するおそれがあるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 ミーティングの庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

志木市ふれあいミーティング実施決定通知書

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

志木市長

年 月 日付けで申込みのありました、志木市ふれあいミーティングの実施について、下記のとおり（承認・不承認）の決定をいたしましたので、通知します。

記

実施日時	
開催場所	
対話の議題	
備考	
不承認の理由	